

皆さんおはようございます。

さて、本日から始まります9月県議会定例会議も、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、行政事務の不適切な取り扱いについて申し上げます。

先般公表いたしましたとおり、障害者の雇用状況の報告に際し、厚生労働省のガイドラインに定める身体障害者手帳等の確認を徹底できておらず、手帳を所持していない職員が、知事部局で5名、教育委員会で19名含まれていることが判明いたしました。

県の取りまとめる基礎的資料や、障害者雇用の姿勢に対する信頼を損ねるものであり、重く受け止めております。

今後は、今回の調査で得られた情報をもとに、ガイドラインに基づく情報の確認・更新を適切に行うとともに、障害のある人もない人も共に働くことができる環境づくりを進め、障害者雇用の拡大に向けて全庁あげて取り組んでまいります。

また、県の支払い事務におきまして、平成26年度以降、源泉所得税に係る徴収漏れ等があったことが内部の調査で判明いたしました。

この処理誤りに係る補正予算案につきましては、今定例会議において、追加提案させていただくこととしておりますが、いずれのケースとも、事務処理に当たり、基本的な確認を適切に行っていれば防げたものであり、行政としてあってはならないものでございます。

県政に対する信頼を損ねましたことに対し、県民ならびに議会の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起こらない

よう、再発防止に全庁挙げて取り組み、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

次に、災害について申し上げます。

今月に入り、台風第 21 号および北海道 胆振地方を震源とする地震の大きな 2 つの災害が立て続けに発生いたしました。

これらの災害により、お亡くなりになられた方々と、そのご遺族に対しまして、心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げ、一日も早いご回復と復興をお祈りいたします。

台風第 21 号につきましては、非常に強い勢力を保ったまま、徳島県南部に上陸し、記録的な暴風により、近畿地方を中心に大きな被害をもたらしました。

14 日の消防庁の取りまとめでは、死者 13 名、負傷者は 912 名にのぼり、建物やインフラ等にも多数の被害が発生いたしましたほか、各地で大規模な停電が発生し、翌日以降も鉄道や空港など交通機関にも大きな混乱が生じることとなりました。

本県でも、日最大瞬間風速が、彦根で 46.2 メートル、今津で 35.9 メートルなど、県内 7 箇所を観測史上最大値を観測し、2 名の方がお亡くなりになり、74 名の方が負傷されたほか、住家等にも大きな被害が発生したところであり、私も、昨日、県内の農業用施設等の被害状況を視察してまいりました。

現在、詳細な被害状況の確認と対応策の検討を行っており、今後、早急な復旧に向けて必要な措置を講じてまいります。

また、北海道 胆振東部地震では、道内で大規模な土砂崩れや家屋の倒壊が相次いだほか、一時、すべての火力発電所が停止し、道内全域で停電となるなど、ライフラインや交通に甚大な被害が生じました。

消防庁の 14 日 8 時の発表では、死者 41 名、負傷者は 681 名にのぼるほか、多数の住家被害等が発生しており、現在も懸命な復旧作業が続けられております。

わが国のどの地域でも起こりうる地震災害に対しましては、今年 3 月に策定いたしました「地震防災プラン」に基づき、重点的な地震対策に取り組むとともに、「県民の生命と財産を守る」という重大な使命を常に意識しながら、さらに災害対応能力を高めてまいります。

それでは、9 月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、暑さ対策について、申し上げます。

今年度は、本県におきましても、地震、竜巻、豪雨、さらに台風と様々な災害が立て続けに発生しておりますが、気象庁が「ひとつの災害と認識している」との異例のコメントを出された今年の夏の暑さは、正に命に関わる「災害」であったと私自身も感じております。

最近では、いくぶん暑さも和らいでまいりましたが、7 月以降、日本各地で連日猛暑日を記録し、県内でも、熱中症でお亡くなりになる方や救急搬送される方が相次ぎました。

県では、熱中症対策を講じていただくためのメッセージを発出するとともに、市町や関係機関、また、しらがメール等を通じまして、熱中症予防の注意喚起を行ってまいりました。

特に学校におきましては、児童生徒の健康観察や水分補給など日頃の熱中症予防に加え、行事の延期や中止等の柔軟な対応、また、部活動の大会等における予防対策について、関係団体に対して要請してきたところでございます。

こうした中、県立学校の空調設備につきましては、先の7月定例会議におきましてもお取上げいただき、その後、会派から早期の整備を求める緊急要望も賜りました。また、この間、保護者の皆様からも、対応を求めるお声を数多くお寄せいただいたところでございます。

本県では、厳しい財政状況が見込まれる中、国民スポーツ大会に向けた施設整備や学校の環境改善など、様々な対応すべき課題があることを踏まえ、県立学校の空調設備につきましては、平成29年度から5年かけて整備する計画としてまいりました。

しかしながら、この間、賜りました様々なご要望を重く受け止めるとともに、何より、子どもたちの健康面や学習面への影響を考慮いたしますと、1日も早い空調設備の整備が必要との判断に至り、当初、平成32年度までに予定しておりました県立高校22校の整備を前倒しさせていただく補正予算案を今定例会議に提案させていただくことといたしました。

これにより、来年の夏には、既に設置している学校も含め、すべての県立学校の普通教室に空調設備を設置したいと考えております。

また、その他の県立施設につきましても、来年の夏に向けた暑さ対策

として、早急な対応が必要なものについて関連予算案を提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、新たな基本構想の策定について申し上げます。

平成 27 年 3 月に策定した現行の「滋賀県基本構想」は、今年度末で計画期間が終了しますことから、次期「滋賀県基本構想」の策定に向け、広く県民の皆さんや市町等からのご意見やご提案を反映しながら、検討を進めているところです。

現在の基本構想におきましては、「新しい豊かさ」を基本理念に掲げ、その実現に向けた施策を展開してまいりました。全国で人口減少と高齢化が進展する中、「人生 100 年時代」の到来や、第 4 次産業革命とも言われる技術革新など、世の中の変化はこれまでになく早く、大きくなってまいります。本県では、2024 年の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会も控えております。

こうした中、2030 年までの中長期を展望しまして、これまでにない未知の変化を迎える時代に、本県に暮らす私たち県民のだれもが幸せに、安心して、自分らしく暮らせること、また、その土台となります経済、社会、環境がバランスを取りながら、将来にわたって持続可能となるよう、「新しい豊かさ」の取組を進化させていきたいと考えております。

基本構想は、これから滋賀県が目指す未来を描き、みんなの力を合わせて、一緒につくりあげていくための、将来ビジョンでございます。みなさんと思いを共有し、ともに取組を進めるよう、未来を見据えた前向きなメッセージを発信してまいりたいと考えております。

今後、県議会の皆様からご意見もいただきながら、基本構想審議会からの答申等を踏まえまして、11 月末を目途に構想案を取りまとめま

いりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、湖で繋がる世界との関わりについて申し上げます。

本県と米国ミシガン州は、1968年の姉妹協定締結から、今年で交流50周年の節目を迎えます。

昨年9月には、ミシガン州からの使節団を本県にお迎えし、50周年の記念式典を開催するなど、各種の記念行事を展開してまいりました。

今月6日から13日にかけては、友好親善使節団の一員として、川島議長をはじめ、県議会や県の関係者の皆様と一緒にミシガン州を訪問いたしました。

現地の記念式典では、滋賀県とミシガン州の姉妹友好交流に関係する500名を超える方々が集い、親交を深めるとともに、先人が積み重ねてこられた交流の絆に思いを致しつつ、次の50年に向けて、今後も本県とミシガン州が共に繁栄することを祈念して、共同宣言に署名いたしました。

交流50周年を機に、ミシガン州でのアール・ブリュット展示や、長浜市富田町に伝わる富田人形のミシガン公演などの文化面の交流のほか、経済面でも、ミシガン州で創業された日本ケロッグ合同会社様とのコラボレーションによりまして、健康食品の「シリアル」を活用したプロジェクトなど、様々な取組を展開していくこととしております。

また、1990年から始まりました、ミシガン州と本県の高校生の相互派遣プログラムや、30年の歴史をもつ彦根市のミシガン州立大学連合日本センターを通じて、多くの若者が様々な交流を深めてまいりました。

こうした様々な交流の中で生まれた大切な絆を、滋賀の将来を担う次の世代へとしっかりと継承するとともに、交流の輪をさらに広げてまいります。

また、1983年に友好県省協定を締結した中国 湖南省とは、今年で35周年の節目の年を迎えます。

11月に湖南省で予定されている記念事業では、株式会社 平和堂 様をはじめ、県内企業の皆様のご協力も頂きながら、湖南省の 杜 家毫 書記、 許 達哲 省長との面会、県内における湖南省との友好都市の市長が出席する友好都市フォーラムや、芸術交流等を行う予定です。

遡りますと、本県の琵琶湖、ミシガン州の五大湖、湖南省の洞庭湖と、それぞれの「湖」が取り持つ縁で、我々は姉妹友好州省となりました。

私たち県民が思う「湖」は、私たちの生活を支える貴重な水源であるとともに、水辺に人々の暮らしがあり、そこで様々な文化が育まれ、多様な価値を有するものであります。

湖を持つ地域同士の関係が、湖だけでなく、お互いの顔が見える関係となり、やがて文化や経済の交流へ繋がってまいります。先人が積み重ねてきた関係をしっかりと守り育て、次の世代に健全に引き継ぎ、共に繁栄していくことが私たちの願いでございます。

また、8月24日には、イスラエル建国70周年祝賀会が、県内で開催されました。出席された駐日イスラエル大使のベンアリ大使との面談でも話題になったのは、琵琶湖とイスラエルのガリラヤ湖のことです。

「湖」を通じて世界との繋がりを感じるとき、私たち県民の「琵琶湖」に対する思いとともに、本県が培ってきた琵琶湖モデルを世界に発信する機会でもあります。

10月には、茨城県におきまして、17年ぶりの国内開催となります世界湖沼会議が開催されます。本県からは、私や川島議長をはじめとする県議会や県民の皆様、企業関係者の方々の参加を予定しております。

世界の湖沼関係者が一堂に会するこの機会に、琵琶湖での取組を発信するとともに、湖沼を有する国内外の自治体、国際機関、世界の有識者等との連携を構築し、今後も様々な機会を捉えて、湖沼の重要性を世界に向けて発信してまいりたいと存じます。

琵琶湖をあずかる滋賀県として、「湖沼を守ることは、世界の水を守ることである。」という思いのもと、しっかりと取り組んでまいります。

琵琶湖を取り巻く状況や課題は刻々と変化しておりますが、最近は、水産資源を取り巻く状況の変化に注視が必要と感じております。

本県水産業にとって最も重要な魚種であるアユにつきましては、昨年からの記録的な不漁となり、人工河川への親アユ放流量を増やすなど増殖対策を強化してまいりました。今年の漁獲は一定程度、回復したものの、平年並みには至っておらず、先の7月定例会議におきましては、人工河川への追加放流のための予算の増額を議決いただいたところでございます。

また、在来種の確保とあわせて対策に取り組んできましたオオクチバスやブルーギルなどの外来魚につきましては、駆除対策等により生息量が減少し、近年は1100トン程度で推移しておりましたが、今年は、4月から駆除量が著しく減少し、過去最低の状況となっております。

今後の外来魚対策を効果的・効率的に進めていくためには、大きな変化が見られるこの機を捉えて、今年の一駆除量の減少が、外来魚の多くを占めるブルーギルの生息数が減少したことによるものなのか、琵琶湖における生息域が変化したものなのか、その生息実態をしっかりと調査し、原因を把握する必要があると考えており、今定例会議に緊急調査に係る経費を提案させていただきました。

さらに、こうした対応に加え、水産試験場や琵琶湖環境科学研究センターなどが連携し、琵琶湖で起こる様々な事象について、地道に調査・研究を積み重ねることで、「自然の健康」、「琵琶湖の健康」につなげてまいりたいと考えております。

次に、全国植樹祭の開催決定と、森林・林業・山村を一体とした「やま」の健康について申し上げます。

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるための国土緑化運動の中心的行事であり、天皇、皇后両陛下のお手植え・お手播きをはじめとして、多数の参加者による記念植樹や、各種表彰行事などが行われます。

去る8月8日、公益社団法人 国土緑化推進機構の理事会におきまして2021年に開催される第72回全国植樹祭の開催県として、滋賀県が正式に決定されました。

開催に向けましては、林業関係者はもとより、企業や学校、ボランティア団体など様々な主体にも参画いただき、県民総ぐるみによる、森林づくり・森林保全の機運の醸成に取り組みます。また、この植樹祭を契機として、琵琶湖の貴重な水源である滋賀の森林づくりに、しっかり取り組んでまいります。

一方で、森林・林業を支える山村の現状に目を向けますと、過疎化や高齢化が大きな課題となっております。将来にわたって健全で緑豊かな森林を守り育てるためには、林業の振興とあわせて、山村の活性化を図っていくことが重要であります。

このため、木材生産の効率化や担い手の育成を進め、林業の成長産業化を図るとともに、新たな産業の開拓や都市部との交流を促進してまいります。

さらに、今後、導入が予定されております森林環境譲与税の活用も視野に入れながら、豊かな森林を引き継いでいくための仕組みや環境整備を検討し、森林・林業・山村を一体的に捉えた「やまの健康」を目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力、また、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第 110 号および議第 133 号は、一般会計の補正予算でございます。

議第 110 号は、6 月に発生しました竜巻被害に係る被災者生活再建支援や、草津市のプール整備に対する支援に係る経費等を追加するほか、国庫補助負担金の内定状況を踏まえた土地改良公共事業等の経費の増額など、総額で 7 億 6,662 万 6 千円の増額補正を行おうとするものです。

議第 133 号は、先程ご説明いたしました県立学校の空調設備の整備に係る債務負担行為の変更、

また、議第 111 号は、流域下水道事業特別会計の補正予算で、湖西処理区および東北部処理区における経営計画策定業務の追加に伴い、9 7 3 万 4 千円の増額補正を行おうとするものです。

次に、条例案件でございますが、

議第 112 号は、いわゆるマイナンバー法の規定に基づき、マイナンバーを利用できる事務として条例で定める事務を追加しようとするものです。

議第 113 号は、国の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの本体施設として養護老人ホームが追加されることから、必要な規定の整備を行おうとするものです。

議第 114 号は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものです。

議第 115 号は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、

議第 116 号から議第 120 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 4 会計の平成 29 年度決算につきまして、認定を求めようとするものでございます。

議第 121 号および議第 122 号は、契約の締結について、

議第 123 号から議第 127 号までは、権利放棄について、

議第 128 号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第 129 号から議第 131 号までは、平成 30 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 132 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。